統計法に基づく一般統計調査

※ 都道府県番号	※ 市区町村番号	※ 事業所番号	※ 産業分類番号 大	中	小	細	※ 事業所規模番号	※ 対象区分

連絡先 TEL	－ －
主要な生産品の名称又は事業の内容（主要とは総売上高の最も多いものをいいます。）	
記入担当者	
法人番号	

注）個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

枚のうち　　枚目

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

（令和５年６月）

厚生労働省 秘

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

〔記入上の注意〕

1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和５年６月１日現在（ただし、２の⑻～⒁については実績ではなく、令和５年６月分の見込み）の状況を記入してください。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、□（太線）の中について記入してください。
   イ．数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
   ロ．○で囲む場合は、いずれか１つの数字を①のように○で囲んでください。

（注Ⅰ） 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ．事業主、社長　ロ．理事、取締役などの役員　ハ．家族従業員

（注Ⅱ） ２の⒀について、例えば土曜日など1日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

1. 事業所に関する事項（注）

事業所の労働者数（注Ⅰ）（臨時、パートを含む）令和５年６月１日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

〔上記１の労働者全員について記入してください。ただし、**労働者数が30人以上の事業所では、**労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、１人おきに選んで、記入してください。〕

(1) 一連番号（10人目以降は十の位を記入してください。）	(2) 労働者番号（番号、記号、氏名（イニシャル）等どの方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときに分かるようにしておいてください。）	(3) 性 男	女	(4) 就業形態（「パート」とは一般の労働者に比べ所定労働時間又は所定労働日数が少ない者です。） 一般	パート	(5) 年齢（6月1日現在） 歳	(6) 勤続年数 3月未満	3月～6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～	(7) 職種又は仕事の内容（「※対象区分」が２の事業所のみ記入してください。例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃片付け、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に記入してください。なお、技能習得中の場合は（技能習得中）と記入してください。）	※職種コード	(8) 基本給の賃金形態及び６月の基本給額（・賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間額を、記入してください。・月給の場合は、実績でなく、欠勤することなく働いた場合（出来高制の場合は通常の能率で働いた場合）に支払われるべき金額を記入してください。） 月給	日給	時間給	万 千 百 十 円	(9) 精皆勤手当（６月の所定労働日数を満稼働した場合に支払われるべき手当の月額を記入してください。）支給がない場合は0を記入してください。 万 千 百 十 円	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。 万 千 百 十 円	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。 万 千 百 十 円	(12) その他の手当（ただし、賃与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等は除きます。）支給がない場合は0を記入してください。 万 千 百 十 円	(13)（注Ⅱ）月間所定労働日数（月の所定労働日数を記入してください。休日労働は含めないで下さい。） 日	(14) 1日の所定労働時間数（休憩時間を除く。） 時間 分	※事務処理欄
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3					1 2 3																	

（注）２枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。